

都市計画決定線の位置確認の手続について

1. 都市計画決定線の位置確認とは

建築物等の計画や不動産の調査をされている土地において、都市計画決定された区域区分(市街化区域と市街化調整区域)、地域地区界(用途地域、防火地域等)または、都市計画施設(都市計画道路等)などの位置を確認したい場合に、提出していただいた図面(申請図)に都市計画決定線を記入するものです。なお、記入した決定線は2500分の1の図面から転写したものです。

2. 必要書類

必要図書	部数	記載にあたっての注意											
依頼書	1	下記URLよりダウンロードできます。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/seigen/sidou.html 氏名を自署した場合は、依頼者欄の押印は不要です。ただし、受領の際は依頼者の印鑑が必要です。											
案内図	1	地形図、マッピー・i-マッピーの出力図(縮尺1/2,500以上)等に 申請敷地を明示して下さい。											
図面(申請図) (①～④のいずれか)	2	<p>申請図に敷地位置を明示して下さい。</p> <p>1. 申請図とすることができるもの</p> <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>実測した測量図</td> <td rowspan="2">敷地の周囲の長さ、道路の幅員、地形地物、方位、縮尺、市杭の位置等の記入があるもの。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>法務局備付けの地積測量図</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>市道路台帳平面図、 区域線図</td> <td>敷地の範囲を明示して下さい。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>その他申請図として妥当と判断できるもの</td> <td>別途、受付時に指示します。</td> </tr> </table> <p>図面の入手先 ②:法務局各出張所 ③:市道路局道路調査課、敷地の在する区の土木事務所</p> <p>※申請図の用紙サイズは原則として上限をA3として下さい。 ※いずれの図面も縮尺が合っていないもの、印刷が不鮮明なもの等は受付けることができません。(PDF、インターネット出力した図面は縮尺が不正確になる場合がありますのでご注意ください。)</p> <p>2. 事業中の都市計画道路に関しては、できるだけ測量図で申請して下さい。</p> <p>3. 区域区分、地域地区界の界線根拠が地番界の場合は公図が申請図となります。</p> <p>4. 区域区分、地域地区界の界線根拠が崖界、擁壁界等の場合はそれらの位置が明示されている図面が必要です。</p>	①	実測した測量図	敷地の周囲の長さ、道路の幅員、地形地物、方位、縮尺、市杭の位置等の記入があるもの。	②	法務局備付けの地積測量図	③	市道路台帳平面図、 区域線図	敷地の範囲を明示して下さい。	④	その他申請図として妥当と判断できるもの	別途、受付時に指示します。
①	実測した測量図	敷地の周囲の長さ、道路の幅員、地形地物、方位、縮尺、市杭の位置等の記入があるもの。											
②	法務局備付けの地積測量図												
③	市道路台帳平面図、 区域線図	敷地の範囲を明示して下さい。											
④	その他申請図として妥当と判断できるもの	別途、受付時に指示します。											
敷地の位置を特定するための資料	1	<p>道路台帳区域線図、道水路等境界明示図・復元図、公図(縮尺1/500の地域のみ。1/600の地域は使用できません。)等に敷地を特定して下さい。(裏面を参照。)または、測量図等の測点における公共座標値がわかる資料をお持ち下さい。</p> <p>以上の資料で敷地位置特定が困難な場合は他の資料をお持ちいただくことがありますので事前にご相談下さい。なお、敷地位置を特定できない場合は受付できないことがあります。</p>											

3. 手続期間について 概ね7日程度(土休日等は除く)

※ただし、事業中の都市計画道路などは事業者との調整のため2週間から3週間ほどかかります。

4. 申請図を位置特定するための方法

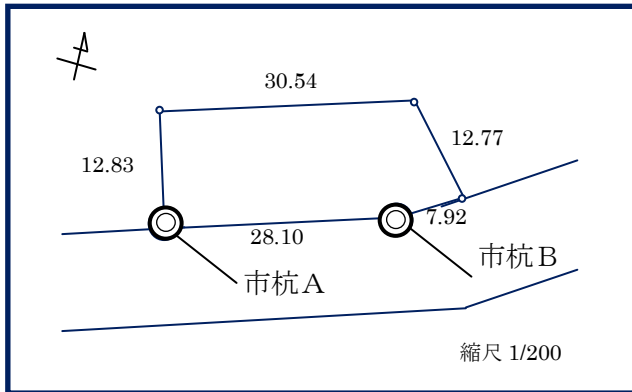
下図の例のように申請敷地を特定するため、確認点等を記載して下さい。

※道路台帳で申請をする場合は不要です。

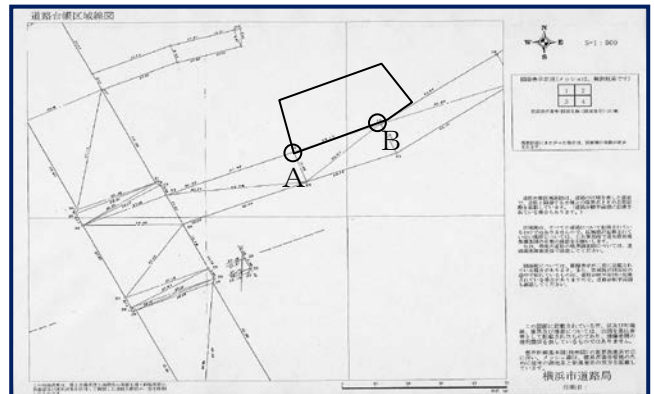
【例1】測量図に市杭が記入されている場合

測量図のA点B点と道路台帳区域線図のA点B点を重ねて位置を特定して下さい。

申請図（測量図）



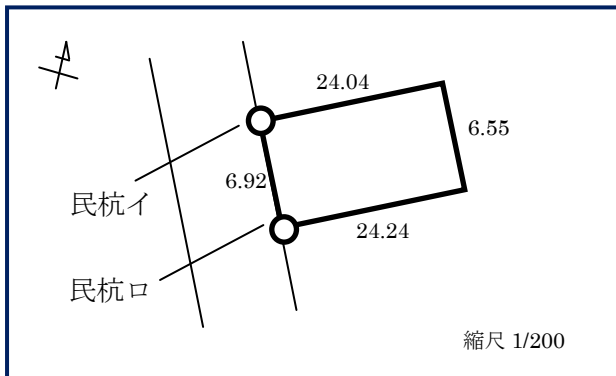
道路台帳区域線図



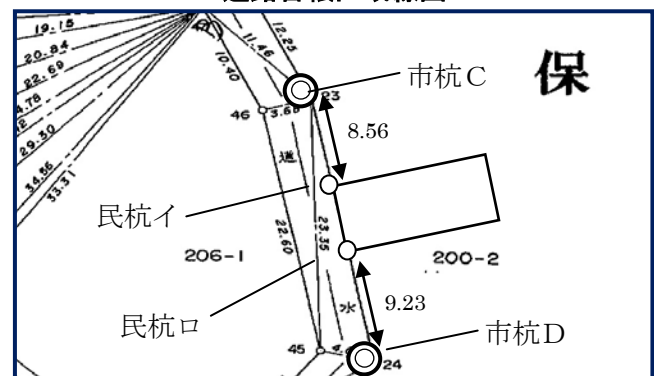
【例2】測量図に市杭が記入されていない場合

C点～イ点、D点～ロ点までの距離を記入して位置を特定して下さい。

申請図（測量図）



道路台帳区域線図



道路台帳区域線図だけで明確な位置を特定できない場合は、道水路等境界明示図・復元図（敷地の在する区の土木事務所にて取得）、公図（縮尺 1/500）（法務局各出張所にて取得）をご用意下さい。

5. 補足事項

- ・受付は窓口で行います。返却は原則窓口ですが、郵送をご希望の方は事前にご相談下さい。
- ・都市計画決定線は、測量図または道路台帳図に明示した敷地位置に抵触しない場合は記載いたしません。抵触しない旨の記載をして図面を返却いたします。

問い合わせ先：建築局 都市計画課 指導係 電話045-671-3510

また、都市計画内容はi-マップ（まちづくり地図情報）で確認できます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/tokei/>